

# I 令和6年度における都区財政調整協議の概要

## 1 協議経過の概要

特別区においては、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

昨年度の協議は、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができた一方、現行制度上の諸課題については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論を行うことができなかった。

また、今年度の協議までの間、児童相談所関連経費に係る都区間の配分割合に関する事項について、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームを設置し、検討を行った。最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられた。

今年度はこうした状況を踏まえつつ、特別区の児童相談所の設置に伴う配分割合の変更を最大の焦点とし、特別区の財政需要の的確な算定はもとより、都区財政調整協議上の諸課題の具体的な改善を図るべく協議に臨んだ。

まず、協議を行うに当たり、特別区における児童相談所の設置は、都区の役割分担の大幅な変更に該当することから、財源の配分を変更すること、自主・自律的な区間調整を反映するべく、現行算定の妥当性を検証しつつ、各区の自主性が担保される算定に改めていくこと、都区財政調整協議上の諸課題の区側の主張に沿った解決を目指すことを基本とする大枠の方向性と取り組みの方針を令和6年6月14日の区長会総会で確認した。

区長会の方針を受け、財政課長会は、既算定経費を全般的に精査した決算分析ワーキンググループ（以下「決算分析WG」という。）からの見直し提案、決算分析を踏まえたブロック提案等をもとに区側提案を精査し、調整した。

その結果、法令等の根拠に基づき実施する基礎的・普遍的な事業分野については、実態を踏まえた的確な算定となるよう一定の調整が図られ、都区間の財源配分に関する事項である「児童相談所関連経費」をはじめ、「都区連携経費」、「子ども医療費助成事業費」や「投資的経費の見直し（建築工事）」など全体で76項目を整理し、11月15日の区長会総会で区側提案事項が決定された。

令和7年度都区財政調整協議は、12月2日の第1回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」という。）から開始された。

具体的な検討は、都区財政調整協議会幹事会（以下「財調幹事会」という。）に下命され、12月3日、12日、24日及び令和7年1月7日の4回にわたって協議された。

12月24日の第3回財調幹事会において、都側から財源見直しについて、令和6年度は、市町村民税法人分及び法人事業税交付対象額等の増収により、普通交付金が約417億円の増となり、当初算定時の約294億円の算定残を加えた約711億円が最終的な算定残となることが示された。

都区間の財源配分に関する事項について、区側は、特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管されることから、都区の役割分担の大幅な変更にあたるため、配分割合を変更し、児童相談所の運営に必要な財源を確保するよう提案した。しかし、都側は、財源保障の観点から踏まえ、児童相談所に関する配分割合を議論する必要があるとし、その上で、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討するこ

とはできないという見解を繰り返し示し、都区で意見が食い違うこととなった。

その後、1月7日の第4回財調幹事会において、都側から、追加提案が示された。**〔追加提案の詳細はP19に記載。〕**

併せて、配分割合変更後の財源見通しについて、令和7年度は、令和6年度当初フレームに比べ、市町村民税法人分及び法人事業税交付対象額の増収により普通交付金が約656億円の増、基準財政収入額は、特別区民税が増収となることなどにより、約1,272億円の増となることが示された。

都案について、第4回財調幹事会において、「区側の考え方については、第3回幹事会までに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したい。」と発言し、了承した。また、令和6年度再調整及び令和7年度フレームの内容を整理するとともに、財源を踏まえた対応について都区の認識が一致したことにより、1月8日の第2回財調協議会において取りまとめが行われた。

その結果、令和6年度再調整では、「公共施設LED灯切替事業費」、「児童手当給付事業費」、「私立保育所施設型給付費等」、「国民健康保険事業助成費（出産育児一時金）」、「予防接種費（BCG）」、「予防接種助成事業費（男性HPV）」、「予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）」、「予防接種費（新型コロナウイルス）」、「商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）」、「【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費」、「標準給等の見直し」、「勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費」及び「義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外」の14項目について追加算定を実施することとした。

また、令和7年度の当初フレームでは、特別区の配分割合を56%とし、併せて特別交付金の割合を6%に変更し、「能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費）」や「投資的経費の見直し（建築工事）」などの需要算定に係る課題について一定程度反映させるとともに、新規算定や算定廃止、算定内容の充実・改善について整理した。

財調協議会の協議結果は、1月16日開催の区長会総会で了承された。なお、令和7年度当初フレームについては、政府の令和7年度税制改正大綱決定の遅れにより数値に変動が生じたため、1月24日に第3回財調協議会が書面開催され、税制改正を踏まえた令和7年度当初フレームが了承された。その後、1月31日開催の区長会総会臨時会において、当該結果を踏まえた令和7年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和6年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例条例案について都側から説明を受け、これを了承した。

その後、2月3日開催の都区協議会において、令和7年度都区財政調整及び令和6年度再調整についての都区合意が成立した。

なお、1月31日発表の都の令和7年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算から100億円増額され、300億円となった。

## 2 令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等

令和7年度都区財政調整に関する協議に向け、区長会税財政部会において昨年度の方向性を継承しつつ、これまでの議論等を踏まえ、大枠の方向性と具体的な取り組みの方針を取りまとめ、令和6年6月14日の区長会総会で了承された。

## ○ 令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等（概要）

### （令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性）

○特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえた上で、その関連経費の影響額について、財調の配分割合を変更し、特別区の児童相談所の運営に必要な財源が担保されるよう提案する。また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することを提案する。なお、上記とは別に配分割合変更事由に該当する事項がある場合には、別途見直しの提案を検討する。

○自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。

### （都区財政調整提案とりまとめにおける具体的な取り組み）

○社会経済情勢を踏まえ、決算分析により単価、数量等、個々の事業の標準区規模を検証することはもとより、財源保障制度として適切な運営を図るよう、特別区全体としての行政需要を総合的に検証し、特別区の実態に見合った標準区経費の精査に取り組む。

○各区の自主性・独自性を担保するため、基礎的・普遍的な事業分野の的確な積算を担保しつつ、算定の標準化、一定の行政分野の包括算定化を更に進める。見直しに当たっては、区間配分の影響に十分配慮する。

○特別区の財源に大きな影響を及ぼす税制改正等について、その動向を踏まえた対応を行う。

### （個別検討項目）

○特別交付金については、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。

○都市計画交付金については、都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的な見直しを検討する。

### （今後の税財政制度のあり方について）

○抜本的な都区の役割分担の見直しなど、都区のあり方に関する検討の推移を見ながら、今後の税財政制度のあり方について、引き続き検討する。

## 3 令和7年度都区財政調整区側提案事項

令和7年度都区財政調整に対する区側提案は、区長会方針に基づき、各ブロック及び決算分析WGでまとめた内容をもとに、財政課長会幹事会で、令和6年9月18日、9月24日、10月3日、10月9日、及び10月18日の計5回にわたり検討され、取りまとめられた。その結果は、10月23日開催の財政課長会総会、その後の企画・財政担当部長会、副区長会を経て、11月15日の区長会総会で了承された。

提案事項の取りまとめに当たっては、昨年度同様、各区からの提案に加え、既算定経費の見直し等について決算分析WGから直接提案を受けることとした。

これにより、各区は、区長会方針を踏まえ、決算実績と財調算定額を比較し、分析した上で、単価改善、経費算定の充実、新規需要の算定や需要に応じた算定の見直しなどについて提案し、各ブロックで特別区の実態に見合った標準区経費について主体的に検討した。

一方、決算分析WGにおいては、決算分析を活用した取り組みである既算定経費の全般的な見直しを実施し、昨年度末から、各区実態と算定との間に乖離が認められる事業を中心に調査分析に取り組み、活発な議論が交わされた。

また、決算分析に当たっては、引き続きマクロの視点による分析の強化を目的として、経常的経費にとどまらず、投資的経費や特別交付金の対象事業を含め分析するとともに、臨時的財源対策の影響を分析するなど、総合的に検証した。

このように検討されたブロック提案や決算分析WGからの提案、昨年度の協議で引き続きの課題となった事業や、これまで継続検討課題としてきた事業等をもとに、財政課長会幹事会で提案の可否が議論され、さらに企画・財政担当部長会、副区長会及び区長会の検討を経て提案事項が決定された。

提案事項としては、特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管されることから、都と特別区の役割分担の大幅な変更該当するため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合を変更すること。また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することを求めた上で、区間配分については、現在の社会経済状況や特別区の実態を踏まえ、新規算定や算定充実、縮減を含めた単価・規模等の見直しを提案することとした。

都区財政調整協議上の諸課題については、「特別交付金」については、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げることと求めたこととした。また、区側で実施したアンケート調査で、算定ルールに記載のない事項により除外となった事業が確認されたため、区側が認識していない算定ルールの明確化等を始めとした見直しを提案することとした。「都市計画交付金」については、交付率の撤廃・改善や、全都市計画事業を交付対象化、交付金規模を特別区の都市計画事業の実績に見合うよう拡大、適正な配分を検証するために必要な情報の提示を求めたこととした。

## ○ 令和7年度都区財政調整区側提案事項

特別区は、首都直下地震への備え、超高齢社会への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。さらに、物価高騰に伴う各種対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

一方、日本経済においては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されているものの、海外景気の下振れリスクや、為替変動による物価高騰等の影響に注意する必要がある、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

こうした状況を踏まえ、特別区では区間の相互理解・協力のもと主体的に協議を行い、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し取りまとめた。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう協議に応じられたい。

### 1 都区間の財源配分に関する事項について

(1) 特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管されることから、都と特別区の役割分担の大幅な変更に対応するため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合を変更すること。また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更すること。

(2) 都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること。

### 2 特別区相互間の財政調整について

投資的経費の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。

### 3 都区財政調整協議上の諸課題について

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

## 4 第1回都区財政調整協議会（令和6年12月2日）

### (1) 協議内容

都側は、我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動等の影響など、今後の景気動向には、引き続き注視が必要であると言及した。

都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあるとの考えを述べた。その上で、こうした中においても、東京の持続的発展を実現するために

は、都と特別区が大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な対策を時機を逸することなく的確に講じていく必要があるが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければならない。そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければならないとの認識を示した。

都税収入についても、企業収益は総じてみれば改善している一方で、景気は一部に足踏みが残り、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはなく、令和7年度都区財政調整協議に臨むに当たっては、既算定内容も含めてあらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めていかなければならないとの考えを示し、算定内容の見直しに関する8項目からなる都側提案のうち、主なものについて関係資料をもとに説明した。

- ・民生費の「生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）の見直し」について、実態調査結果に基づき、中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費の算定の見直しを提案する。
- ・清掃費の「総務管理費（補償補填及び賠償金）の廃止」について、直近5か年における自動車事故見舞金の支給実績が3区のみであることから、算定の廃止を提案する。
- ・教育費の「要保護準要保護児童生徒就学援助費の算定方法の改善」について、算定に用いる準要保護児童生徒数等の対象年度を変更することで、国調査に沿った対象者数について、適切な把握を可能とするとともに、数値確認における都区双方の事務負担軽減を図ることを目的として、算定の改善を提案する。

区側は、今年度の協議に臨むに当たり、まず、令和6年度財調協議は、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができた一方、現行制度上の諸課題については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論を行うことができなかつたとした。

その上で、令和7年度財調協議は、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定することはもとより、協議上の諸課題の打開に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があるとの考えを示した。

また、令和5年度財調協議では、児童相談所関連経費に係る都区間の配分割合に関する事項について、都区の考え方に大きな隔たりがあり、協議を一時中断せざるを得なかつたが、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていく上で望ましくないとの判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとした。これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームを設置し、検討を行い、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたことに言及した。

これまでの検討経過を踏まえ、配分割合の変更に向けて、区側の考えに沿った対応を都側に求めた。

そして、令和7年度財調協議の区側提案が、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめたものであり、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重し、区側提案に沿って整理することを都側に求め、提案事項の内容を説明した。

最後に、その他の費目ごとの提案内容について、関係資料をもとに説明した。

以上の都区双方の説明を踏まえ、協議では次のような議論が行われた。

#### (都区間の財源配分に関する事項)

区： 特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案する。

また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することをあわせて提案する。

本件に関しては、冒頭の区側提案でも触れたが、令和5年度財調協議では、児童相談所関連経費に係る都区間の配分割合に関する事項について、都区の考え方に大きな隔たりがあり、一時協議が中断するなど、大変困難な協議であったと認識している。

最終的には、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていく上で望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなった。

これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところである。

プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もあったが、これまでの検討経過を踏まえ、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が実現するよう、前向きな協議をお願いする。

都： 区側発言の中で、「特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものである」とあった。

都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、『『大幅な変更』の『大幅』の捉え方は、影響額そのものの大きさではなく、影響額を都区それぞれに及ぼしてみて配分割合にどれくらいの影響があるかを基本に判断する』とされており、この点については、都区のプロジェクトチームにおいて、確認されたところである。

つまり、「設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管される」ことをもって、「都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じる」ということにはならない。

都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点を踏まえ、児相に関する配分割合を議論する必要があると考えている。

#### (特別交付金)

区： 特別交付金について2点発言する。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。

現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止

むを得ず暫定的に受け入れたものである。

法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は、先行きが依然として不透明な状況である。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げをを求める。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてである。

区側で実施したアンケート調査で、算定ルールに記載のない事項により除外となった事業が確認されたため、区側が認識していない算定ルールの明確化等を始めとした見直しを求める。

なお、特別交付金の算定ルールは、これまで財調協議により、都区合意の上、数次の改正を行ってきたが、更なる改善の余地があると考えているので、前向きにご検討いただきたい。

都： 特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金である。

近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。

また、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があった。

特別交付金の算定ルールについては、都区で議論を積み重ね合意したものであり、その内容について問題はないと考えているが、区側から提案があれば、その点について協議していきたいと考えている。

#### （過誤納還付金）

区： 過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。

このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。

都： 過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられており、平成21年度は約759億円、平成21年度以降の累計額は約3,300億円になることから、国への提案要求を行っている。

都としては、区側の理解をいただき、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたい。

#### （都市計画交付金）

区： 都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。

近年、都市計画税は、増収が続いており、平成29年度から令和5年度にかけて約482億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200



億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。

さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にある。

今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする特別区の都市計画事業の増加に伴い、現在の交付金総額200億円では、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれる。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。

また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めているが、応じていただけていない。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求める。

平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、前向きに協議に応じていただくよう、願います。

都： 特別区における都市計画事業の円滑な実施は、都としても重要であると考えている。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題等を伺いながら、対象事業を順次拡大する等、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況等を勘案しつつ、適切に対応する。

## (2) 都側の総括的意見

- 令和5年度都区財政調整方針において、「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする」とされた。
- これを踏まえ、議論を前に進めるため、令和5年度に都と特別区でプロジェクトチームを設置し、配分割合の前段となる議論を進めることとした。令和6年7月まで続いた議論を通じて、都区双方の考え方の背景等を含め、それぞれの主張が明確になったことが成果であると認識している。
- さらに、プロジェクトチームに引き続く、財調協議に向けた事前の協議において、社会経済の状況と今後の動向なども踏まえた、今年度の財調協議の方向性が議論された。都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点から踏まえ、兎相に関する配分割合を議論する必要があると考えている。

- ・ 都と特別区は、大都市東京をとともに支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく必要がある。こうした都区双方の役割を踏まえ、東京・日本を持続的に成長させていくことが、ひいては都区の財源の拡充につながると考えている。偏在是正の議論のような、パイの奪い合いではなく、パイ自体を大きくしていくことが必要であり、都と区がこのような認識を共有しながら、連携・協力し、未来志向で取り組んでいきたい。
- ・ 特別区相互間の財政調整について、令和7年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となる。こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度を適切に運営していくためには、現行の算定内容も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要がある。
- ・ そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案している。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がされているが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議していきたい。
- ・ 「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案については、先ほどの協議の中で発言したとおりである。
- ・ 財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考える。都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでいく所存であり、よろしく願います。

### (3) 区側の総括的意見

- ・ 都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や他の自治体から厳しい目線が向けられているとの認識が示され、都区財調制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく、との考え方にに基づき、提案をいただいた。
- ・ 一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれる。さらに、物価高騰対策など取り組むべき喫緊の課題が山積しているが、このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければならない。そのため、区側としても、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側提案を吟味し、主体的に取りまとめた。
- ・ 都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言があったが、一方で協議上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけでない。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでいくので、今後の協議については、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしく願います。
- ・ 都区間の財源配分に関する協議については、都区の意見が大きく乖離している状況である。繰り返しになるが、これまでの検討経過を踏まえ、配分割合の変更に向けて、区側の考えに沿った対応を図るよう、よろしく願います。

## 5 都区財政調整協議会幹事会(第1回～第4回)における都区の主な意見

財調協議会からの下命事項に関して、令和6年12月3日から計4回にわたり、財調幹事会において議論された。都区間の財源配分に関する事項については、第3回幹事会までの議論において、都区で意見が食い違うこととなった。

その後、1月7日の第4回財調幹事会において、都側から、追加提案が示された。(追加提案の詳細はP19に記載。)

都案について、第4回財調幹事会において、「区側の考え方については、第3回幹事会までに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したい。」と発言し、了承した。区間配分に関する事項については、一定程度整理することができた案件もあったが、「学校職員費(区費非常勤栄養職員)」など、いくつかの課題については、都区の意見を一致させることはできなかった。また、都市計画交付金の改善については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはならなかった。

このような状況ではあったが、令和7年1月7日の第4回財調幹事会で財源見通し等を踏まえた令和6年度算定残の取扱い、令和7年度の財源を踏まえた対応に係る考え方を整理できたことから、都区財政調整協議上の諸課題などは引き続きの課題として整理の上、下命事項に関する財調幹事会の検討結果を取りまとめた。

財調幹事会においては、主に以下のような協議が行われた。

### (協議に臨む姿勢)

都： 都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、都と特別区が、大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な施策を、時機を逸することなく的確に講じていく必要があるが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければならない。

そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければならない。

都税収入についても、現時点で、令和6年度最終見込みや令和7年度の見込みは示されていないが、企業収益は総じてみれば改善しているとされているものの、景気は、一部に足踏み残るとされており、また、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはない。

都としては、こうした基本認識に則って、令和7年度財調協議に当たって必要な提案を行っている。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議していく。

区： 特別区は、首都直下地震への備え、超高齢社会への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。さらに、物価高騰に伴う各種対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

一方、日本経済においては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されているものの、海外景気の下振れリスクや、為替変動による物価高騰等の影響に注意する必要があるとあり、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

こうした状況を踏まえ、特別区では区間の相互理解・協力のもと主体的に協議を行い、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し取りまとめた。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう協議に応じられたい。

#### (都区間の財源配分に関する事項)

区： 特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案する。

また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することをあわせて提案する。

本件に関しては、令和5年度財調協議では、都区の考え方に大きな隔たりがあり、一時協議が中断となったが、最終的には、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていく上で望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなった。

これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところである。

プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もあったが、これまでの検討経過を踏まえ、是非とも、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が実現するよう、前向きな協議をお願いする。

本件に関しては、昨日の財調協議会における都側からの発言を踏まえ区側の見解を申し上げる。

都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することは到底容認できない。

都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源配分により都と特別区総体の財源を保障した上で、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうるよう各特別区の財源を保障するものである。

配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨である。

役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければならない。

自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源配分を行い、その配分のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなされていることが

前提になければならない。

各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではない。

令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではない。

ここまでを踏まえ、財調協議会における都側の発言に対して2点質問する。

1点目として、都側から発言があった「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組み」について、これは普通交付金の算定方法であり、配分割合の決定方法ではないと認識しているが、都側の見解を伺う。仮に、需要と収入の差で配分割合を決定するという認識であるならば、その根拠も合わせて示されたい。

2点目として、都側から発言があった「地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている」について、先ほども申し上げたとおり、区側は、都区制度改革実施大綱に基づき配分割合の変更を提案しており、地方自治法施行令第210条の14の規定は影響がないと認識しているが、都側の見解を伺う。仮に、影響があるという場合は、その根拠も合わせて示されたい。

次に、PTでの議論を踏まえ、1点質問させていただく。

区立児童相談所は、政令指定により都から区へ権限が移り、児相設置が義務付けられること、また、関連経費の所要額規模が、配分割合に影響が及ぶ規模となっていることから、大綱に定める配分割合の変更事由である「役割分担の大幅な変更」に該当すると区側は認識している。

そこで改めて確認させていただく。区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識しているが、都側の見解を伺う。

都： 区側から質問のあった3点について、お答えする。

まず1点目についてであるが、令和2年度財調方針において、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意している。

この合意文章の主語は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではない。

普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。

こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。

次に、2点目についてであるが、地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14について、『著しく異なることとなる場合』には、制度改正や事

務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされている。

このことから、児相の事務についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということである。

次に、3点目についてであるが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えている。

区： 都側から回答をいただいた3点について伺う。

まず、都側の回答1点目についてである。都側から、「令和2年度財調方針において、『都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある』ことを合意して」という発言があったが、区側としては、そもそも都区財政調整の財源保障や配分割合の原則として合意したという認識はない。

内容的にも、前段の「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組み」と後段の「都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」は別物であり、前段は普通交付金の算定の仕組みを示しているものであることはすでに示したとおりである。

後段については、平成12年都区制度改革の際に、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」ことを合意したものである。

この合意は、配分割合について、それ以前の特別区の需要額と収入額のみを基本に定める考え方を改め、都区の役割分担に応じて定めることを基本とすることとした検討の結果として行われたものであり、区側が、役割分担の変更による配分割合の変更を法の趣旨とともに主張している根拠となっているものである。

令和2年度財調方針の前段をもって需要と収入の差で配分割合を決定するとする都の考え方は、役割分担に応じて配分割合を決定するとする法の趣旨に則った考え方とは相いれないものである。

そこで改めて確認させていただく。法の趣旨に則った考え方を踏まえれば、需要と収入の差で配分割合を決定するものではないと考えるが、都側の見解を伺う。

なお、普通交付金は、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であり、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合が地方自治法施行令の配分割合変更規定の事由であるという都側の回答は、地方自治法施行令の規定をなぞっただけのものであって、その規定の適用の前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更があるべきだという区の説明への反論にはなっていない。

そもそも、地方自治法施行令の配分割合の変更に関する規定にいう「著しく異なる場合」の目安は、逐条解説によれば普通交付金総額の10%以上とされていることもあり、この規定によらなければ配分割合を変更できないとするのは非現実的である。

また、特別区の需要と収入を計って配分割合を決めるとする考え方は、平成12年都区制度改革で確立された二層制の独立対等関係に反するものであり、受け入れられるものではない。

次に、都側の回答2点目についてである。都側が示した地方自治法逐条解説は、制度改革や事務配分の変更によって著しい乖離が見込まれる場合も該当するとして、地方自治法施行令の規定の趣旨を補足したものであって、著しい乖

離がなければ変更できないとするものではなく、地方自治法施行令の規定の適用の前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更があるべきことに変わりはない。

区側は、都区制度改革実施大綱に基づき都区の役割分担の変更に応じた配分割合の変更を提案しているため、地方自治法施行令第210条の14の観点からの検討は、不要であると考ええる。

一方、都側は、地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきとのことだが、これは都区制度改革実施大綱と地方自治法施行令の両事由を同時に満たさなければ、配分割合を変更する必要がないという見解なのか。都側の見解を伺う。仮に、両事由を同時に満たさなければ、配分割合を変更する必要がないという場合は、その根拠も合わせて示されたい。

最後に、都側の回答3点目についてである。区側が質問したのは、役割分担の変更があったことの確認である。法令により、児童相談所設置市には児童相談所設置義務が課されるものであり、当該区では都から権限が移り、役割分担が変更されると考える。

なお、国が発出している児童相談所運営指針では、児童相談所の設置権限について、その任務、性格に鑑み、都道府県、指定都市に設置義務が課されているとしている。また、平成16年及び平成28年の児童福祉法の改正により、政令で指定する市や特別区も、児童相談所を設置することとされ、その場合は、児童相談所の設置義務に係る規定は、児童相談所設置市に適用するとしている。

そこで改めて確認させていただく。区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識しているが、都側の見解を伺う。

その上で、都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、『大幅』なものであるかどうかは、影響額そのものの大きさによって判断するのではなく、当該事由に係る影響額を都区それぞれに及ぼしてみても、配分割合にどれくらいの影響があるかを基本に判断する」とされており、区側としては、児相関連経費の所要額規模が配分割合に影響が及ぶ規模であると認識している。

一方、都側は、区児相は複数年度にわたり漸次設置され、影響額について合計で変更を主張する考え方は大綱上「その他必要があると認めた場合」の該当可否を検討する際の考え方であると主張している。

都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、「当該事由に係る影響額」とされていることから、児相設置という同じ事象で配分割合に影響を及ぼす規模は、年度ではなく、事象ごとに捉えるべきと考えるが、都側の見解を伺う。

都： 区側から質問のあった3点について、お答えする。

まず1点目についてであるが、これまで申し上げたとおり、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある」の主語は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではない。

また、普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著

しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。

こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。

次に、2点目についてであるが、児相に関する配分割合についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということをこれまで申し上げたところである。

都としては、先ほど申し上げた、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、及び地方自治法施行令第210条の14といった財源保障の観点から、配分割合の変更を議論する必要があると考えている。

次に、3点目についてであるが、これまで申し上げたが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えている。

その上で、区側からも発言があったが、児相PTでお話したとおり、「特別区の児童相談所設置は複数年度にわたり漸次行われているが、この複数年度にわたる設置を一つの判断の単位としてまとめて捉えることは、大綱に定める『役割分担の大幅な変更』の適用条件として都区が整理した内容には合致しないと考えられる」と認識している。

区： 都側の回答は、都が最初に示した考え方を繰り返しているだけで、区側の質問に答えていない。

お互いの考え方に対する意見を交わしながら合意点を探る努力を重ねるのが協議のあり方であり、都の考え方を述べるだけではなく、区側の考え方に対する都側の考え方を示していただくようお願いする。

そこで改めて、区側の考え方を申し上げる。

都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することはできないと考えている。

都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源配分により都と特別区総体の財源を保障した上で、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうよう各特別区の財源を保障するものである。

配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨である。

役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければならない。

自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源配分を行い、その配分のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなされていることが前提にななければならない。

各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではない。



令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではない。

以上が、区側の考え方である。このことに対する都側の考え方を示されたい。仮に、区側の考え方を否定するのであれば、根拠とともに示されたい。

次に、都側から回答をいただいた3点について伺う。

まず、都側の回答1点目についてである。令和2年度財調方針の合意内容の捉え方について、見解が異なることが改めて分かった。

繰り返しになるが、配分割合は、都区の役割分担に対応して定め、その変更に応じて変更すべきことは、地方自治法の逐条解説、平成12年都区制度改革に関する法改正時の政府資料や国会質疑を通じて明確に示されており、法の趣旨であると言える。

しかし、都側が主張する特別区の需要と収入の差による財源不足額で配分割合を定めるという考え方はどこにも示されていない。また、地方自治法施行令第210条の14の規定に拠らなければ配分割合の変更ができないということも示されていない。

そこで改めて確認させていただく。都側が主張する特別区の需要と収入の差による財源不足額で配分割合を定めるという考え方は、どこにも規定されていないということよろしいか。

次に都側の回答2点目についてである。

平成12年度以降3回の配分割合変更のいずれについても、財調方針等において、都側から財源不足を理由とした説明は行われたことはないという認識している。

平成19年度の変更は、三位一体改革の影響と都の補助事業の区の自主事業への切り替えを理由としたものであり、令和2年度の変更は、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、令和4年度に改めて協議することを前提とした特例的な対応を理由としたものである。

都が財源不足による変更の唯一の根拠としている平成12年度の変更についても、都区財政調整方針において、「清掃事業の移管に伴う経費等を的確に算定し、財源配分に反映させるとともに、事業運営に支障が生じないように配慮する」とされ、都が公表したプレス資料「都区財政調整制度改革案の概要」においても、「移管事業等の運営に支障が生じないように、所要の事業費を積算し、都区間の財源配分に的確に反映する」、「新たな都区間の配分は、現行の配分割合44%を基礎に、移管事業経費や将来需要等を加算して定める」と記しており、役割分担の変更が配分割合変更の理由となっている。

そこで改めて確認させていただく。平成12年度以降3回の配分割合変更のいずれについても、都側から財源不足を理由とした説明は行われたことはないということよろしいか。

次に都側の回答3点目についてである。区側は、役割分担の変更があったかどうかを聞いているが、都側から明確な否定がなかったので、役割分担の変更があったことは一致したと理解する。

その上で、PTにおいて都側からは、「区児相は複数年度にわたり漸次設置され、影響額について合計で変更を主張する考え方は大綱上『その他必要があると認めた場合』の該当可否を検討する際の考え方である」と見解が示されている。

区側としては「役割分担の大幅な変更」に該当すると考えるが、仮に「その他必要があると認めた場合」として考える場合、その適用条件としては「影響

度合いの考え方」の整理のみであると認識している。

区側は、令和2年度財調を事例として0.1%以上で変更可能であると考えているが、PTにおいて都側からは、「特例的な対応として0.1%増やしたものであり、これをもって配分割合変更の基準とはならない。」と見解が示されている。

0.1%が特例的な対応であり判断基準とならないのであれば、何%以上で変更できると考えるのか都側の見解を伺う。

以上3点について、繰り返しになるが、区側の考え方に対する都側の考え方を示されるようお願いする。

都： 区側の考え方に対する都の考えと、区側からの質問への回答は重複する部分があるため、あわせてお答えする。

まず、これまで申し上げたとおり、普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。

こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。

次に、配分割合の変更は、都区で協議して決めるものと考えている。

そのため、平成12年度の8%、平成19年度の3%、令和2年度の0.1%についても、都区で協議した結果であると認識している。

次に、児相PTで話したとおり、「清掃事業移管における『配分割合の変更』の考え方」で、「平成12年の清掃事業移管経費は、財調算定上1,287億円となり、配分を変更しなければ大幅な財源不足が見込まれる状況であったため、配分割合を変更したものであると考えた」と、見解を示したところである。

都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、及び地方自治法施行令第210条の14といった財源保障の観点から、配分割合の変更を議論する必要があると考えている。

区： 改めて区側の考え方を申し上げる。

地方自治法は、都区財政調整制度について、その目的のひとつに都区間の財源の均衡化を挙げ、調整財源を都区間で配分することを規定している。

そして、国は、法改正の趣旨として、都に留保される市の領域の事務に市町村財源を充てる必要があることから都区間の財源配分を行うものであること、従って配分割合は、都区間の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するものであることを、改正地方制度資料や国会答弁を通じて説明している。

一方、国は、制度改革前に存在した総額補てん制度について、基準財政需要額の算定方法いかんによって総額が変動する仕組みが、財政運営に関して、特別区の都に対する依存心や都の特別区の行財政への介入が助長されるという問題点を挙げ、都の内部的な団体としての性格を払拭するために廃止したという説明をしており、需要と収入の差による財源不足によって配分割合を決定し、あるいは変更するとする説明は行っていない。

また、国は、地方自治法施行令の配分割合変更規定について、調整財源が調整税の減収等により特別区の財源不足額に著しく満たないこととなった場合の変更規定として説明しているのであって、配分割合は役割分担に応じて定め、

役割分担の変更に応じて変更するものであるとする説明に代わるものではない。

この区側の考え方は、地方自治法の趣旨に基づいたものであり、平成12年都区制度改革に係る法改正の趣旨として国が説明した内容を踏まえたものである。

しかし、都側は、需要と収入の差で財源不足が生じるかどうかで配分割合変更の是非を判断するという趣旨の主張で、明確に答えていただけていない。

このままでは幹事会において、まとめることができないと考えているので、区側提案に沿って取りまとめを行うよう、改めてお願いする。

都： 東京都の追加提案事項について、説明をさせていただく。

内容については、先般、区長会の要請を受け、都としての回答をお伝えしたところであるが、改めて、東京都からの提案として説明をするものである。

配付資料、「令和7年度都区財政調整 東京都追加提案について」をご覧ください。

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

以上が追加提案内容となる。

区： 都側から提案のあった、都区間の配分割合等の変更について、区側の意見を申し上げる。

区側の考え方については、これまでに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したいと考えている。

なお、特別交付金については、次年度に向け、前向きな議論をお願いしたいと思うが、その点については、後程の特別交付金の協議の中で改めて確認させていただく。

#### (能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費）)

区： 将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう次の3点について提案する。

1点目は「災害対応等経費」についてである。在宅避難が可能な環境を整備するための特別区における需要を想定している。また、避難所の環境整備や受

援体制の強化のための特別区における需要を想定している。さらに、水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための特別区における需要を想定している。

2点目は「少子化対策経費」についてである。地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要を想定している。

3点目は「脱炭素関係経費」についてである。ゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る特別区における需要を想定している。

都： 1点目の「災害対応等経費」についてである。「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」については、既存算定との重複も懸念されることから、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。 「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」、「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」は、標準区経費の設定方法について精査すべき点があり妥当ではない。都の地域防災計画では、2030年度までの目標として「自助の備えを講じている都民の割合100%」、「全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保」を掲げていることから、2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定にすべきものとする。その点を踏まえ、区側提案の対案として、都の修正案を提示する。

2点目の「少子化対策経費」についてである。「地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要」については、個別に区側提案がなされているところであり、その中で議論すべきものとする。なお、仮に地方交付税と同水準を算入するのであれば、既存経費との重複も懸念されるため、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。

3点目の「脱炭素関係経費」についてである。「ゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る需要」については、今回の財調協議で提案している「投資的経費の見直し(建築工事)」における「環境配慮対策費」が該当すると考えられ、今年度は当該経費の算入可否について議論すべきである。

区： 今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、「災害対応等経費」における「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」、「少子化対策経費」、「脱炭素関係経費」については、協議が整わなかったものとして整理するが、今後も、引き続き議論をしていきたいと考える。

区側としては、目標年次を設定し、時限的に算定すべきとする都側の趣旨は一定程度理解できることから、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」および「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」については、「2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定」とする都側修正案のとおり整理したいと考える。

都： 都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。

今年度は、令和6年能登半島地震も踏まえ、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」や「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」を算定することを都区合意できたが、他の需要についても、次年度以降区側から提案があった際には、真摯に議論していきたいと考えている。

(子ども医療費助成事業費)

区： 本事業における医療費助成は、所得制限や自己負担金を設けずに23区全区で行っている。

一方、財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離している。

所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっている。

今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や現行の算定と乖離している状況を踏まえ、改めて所得制限等の撤廃を提案する。

国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標である令和5年の「合計特殊出生率」は全国で1.20と過去最低となったが、東京都は都道府県別で最も低い0.99という状況にある。とりわけ、区部では更に低く、全国の市区町村別にみた合計特殊出生率の下位20自治体のなかに6区が入っており、今後、少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくものと考えている。

こうした状況の変化はもとより、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、本件については、都全域を対象とした都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。

都： 区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきとの内容である。この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側から提案がされているが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。今回、区側から「少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくもの」との発言があった。都としても、少子化が急速に進行する中、全ての子どもの健全な育ちと子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、子どもの医療費助成について、令和7年10月からの所得制限撤廃を目指すこととした。そのため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃することで合意をしたいと考えている。

区： 所得制限の撤廃について合意すること自体に異論はないが、都が所得制限撤廃を目指すことを以て算定するのではなく、特別区域におけるサービス水準であることを理由に算定すべきものであると考える。また、都としても所得制限撤廃を目指すことを既に表明しており、現時点において、所得制限を撤廃することが「合理的かつ妥当な水準」であると、これまでの見解を改めたのであれば、算定する期間は、令和7年10月以降分ではなく、令和7年4月以降分を算定することが妥当と考える。また、自己負担金撤廃分についても同様に算定すべきと考える。

都： 本事業については、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。

区： 都側の発言は、特別区の実態をないがしろにしている。平成19年度以降、本事業は特別区の自主事業として財調算定されており、特別区においては都から補助金を交付されていない状況にあるが、その水準は都の補助基準とされたま

までである。特別区域を対象とした財調制度であるにもかかわらず、なぜ特別区域におけるサービス水準ではなく、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えなのか、その理由を伺う。

都： 特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握している。しかし、「あるべき需要」を判断する上では、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。そのため、当該事業について言えば、地方交付税制度では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。

続いて、都側からも1点申し上げる。本事業の「合理的かつ妥当な水準」については、区側として、都と異なる見解を持たれていることは承知している。一方で、第2回幹事会において、区側から「合意すること自体に異論はない」と述べられており、少なくとも令和7年10月分以降、所得制限を撤廃すること自体は、都区で合意に至ることができるものと考えている。そのため、合意に当たって、必要となる論点を取りまとめた。区側として、今回の財調協議で合意する意向を持っていれば、次回、論点メモに対する見解と、修正案を提示いただきたい。

区： 区側は理由を伺っているにもかかわらず、都側はこれまでの協議と同様の発言を繰り返すのみであり、一向に議論を進展させることができなかった。

本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。一方で、所得制限の撤廃について合意すること自体には異論はない。このため、都側の意見を踏まえた区側修正案を提出する。

また、都側から提示のあった合意に当たって、必要となる論点については、改めて論点メモとしてまとめたので確認いただきたい。

都： 今回提示された区側修正案等については、都側の意見を踏まえたものとなっており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。

#### (学校職員費（区費非常勤栄養職員）)

区： 完全給食単独実施校について、栄養職員を含む栄養教諭等が各校1名配置となるよう、区費で栄養職員を配置しているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。

統計によれば、令和5年度の食物アレルギーを有する児童・生徒は区部で約2万人、1校当たり平均17人となっており、10年前と比較して2倍に増加している。

平成24年に都内公立小学校で発生した食物アレルギーを有する児童の死亡事故を受け、文部科学省が平成27年に策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とするところである。

こうした中で、栄養教諭等については、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する除去食等のきめ細やかな対応が必要であり、学校給食における安全・衛生管理の観点から、各校1名配置が必要と考える。

普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で配置している栄養職員を算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。

都： 食物アレルギーを有する児童・生徒の増加や、「学校給食における食物アレルギー対応指針」などを踏まえた、学校給食における安全・衛生管理の重要性については、都としても認識している。

一方で、栄養教諭等については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）により、学校における標準的な配置人数が設定されている。

令和5年度財調協議でも述べたとおり、栄養職員に係る経費については、特別区の実態ではなく、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えている。区側提案は同法を踏まえた提案となっているのか、区側の見解を伺う。

区： 義務標準法が定めているのは、義務教育水準の維持向上に資することを目的とした「標準」であって、上限や義務ではないこと、また、都区財政調整制度が都と特別区の間のみ適用される制度であり、特別区の実態を踏まえるべきことから、区側提案は特別区の普遍的な配置実態を踏まえた提案となっている。

義務標準法では各都道府県が「都道府県小中学校等教職員定数」を定めるものとされているが、都はどのように栄養教諭等にかかる方針を定め、都費栄養教諭等を配当しているのか伺う。

都： 都では、義務標準法を踏まえて定めた「東京都公立小・中学校教職員定数配当方針」に基づき、完全給食単独実施校に対し、栄養教諭等を2校に1人配当している。

区： 義務標準法については、全国都道府県教育長協議会の「令和7年度 国の施策並びに予算に関する要望」においても「義務標準法の改正が行われておらず、その配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされている。食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭及び学校栄養職員を各校1名配置とするよう定数改善を推進する」とされており、全国的にも各校1名配置とする要望が出ているところである。都としても各校1名配置の必要性自体を否定しているわけではない。

こうした中で、都が発行している「令和5年度 東京都における学校給食の実態」を確認すると、都立小・中学校では、児童・生徒数が549人以下の完全給食単独実施校について、栄養教諭等が各校1名配置されている。都立学校についても東京都公立小・中学校教職員定数配当方針の対象となるところであるが、栄養教諭等は義務標準法で定める人数を超えた配置となっている。

都立小・中学校においても区立小・中学校と同様の各校1名配置が行われており、都区双方が義務標準法の定め以上に栄養教諭等を配置している状況下にあるにもかかわらず、国が定める義務標準法のあることのみを理由に、区の実態を軽視する、都側の姿勢は理解できない。

今回の協議では、都区の認識を一致させることができなかったが、今後とも国や都の基準を一律に合理的かつ妥当な水準とすることなく、個々の事務に則して「合理的かつ妥当な水準」を判断いただくようお願いする。

都： 財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、これまでどおり、個々の事務の内容に即して判断をしていくものと考えている。

その上で、本事業については、過去の協議で述べたとおり、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えている。

### (投資的経費の見直し(建築工事))

区： 投資的経費の建築工事単価については、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっている。

今年度の区側提案は、過去の協議の協議結果等を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものである。

第一に、標準事業規模については、改めて費目ごと・施設ごとに検証した結果、概ね充足していることが確認できたため、今回も提案を見送る。

第二に、年度事業量のうち、学校の校舎については、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案する。また、改修の回数については、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定している。なお、その他の施設については、現行の年度事業量の設定を据え置く。

第三に、改築単価については、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととする。現行モデルの検証を行ったところ、校舎における1㎡当たりの単価について、決算単価と現行モデル単価の間に10万円以上の乖離が生じていることから、改めて各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案する。さらに、今後見込まれる需要として、資材価格等の急激な高騰を見込んだ補正である特別補正費、週休2日対応費、ZEB化費用を決算単価に上乗せして提案する。

また、改修単価については、学校の校舎は、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすること、また、その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和6年度までの東京都標準建物予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案する。併せて、改築及び改修単価については、東京都標準建物予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。

施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、本経費の適切な算定は重要であると考えているので、前向きな検討をお願いする。

都： 投資的経費については、平成25年度財調協議で全体的な見直しを行って以来、大きな見直しを行えていないため、都側としても、現下の社会・経済状況や各区の実態等を踏まえた見直しの必要性を認識している。

令和5年度財調協議において、投資的経費の見直しに関する区側提案がなされたが、標準事業規模や単価設定の方法等について、検証が不足しているという課題を都から提示し、全体的な見直しは不調となっている。

今回の区側提案は、令和5年度財調協議の結果等を踏まえ、需要費全体を検証した上で、取りまとめたものとのことであるが、区側提案のうち改築単価について、「標準建物予算単価」を用いた現行モデルと比較し、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととしているが、3つの理由から妥当ではないと考えている。

まず、単価設定に用いている各区工事实績の決算額について、工事ごとの決算額にばらつきがあるため、これらの単価差の検証および精査がされていないデータを基にした区側提案は妥当ではない。

次に、区側提案は決算を基礎とした単価に、今後見込まれる需要として、週休2日対応費などの補正を乗じることとしている。各区では既に週休2日に対応した工事を実施しており、決算額もそれを踏まえた金額となっているため、決算額と補正で内容が重複している。

最後に、区側提案では単価設定に、各区の実態である決算額を用いることと



している一方、年度事業量は実態ではなく、長寿命化を導入するとしている学校校舎を除き、現行の設定である「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等による数値で据え置くこととしている。

この点について、決算額を用いるのであれば、各施設の実際の供用年数も考慮すべきと考える。事実、区の調査結果を確認すると、省令の耐用年数を超えて供用している施設が多数存在しており、それらを踏まえた単価設定としなければ、過大な算定に成りかねない。

以上より、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべきと考える。

次に、規模については「概ね充足している」として、提案が見送られている。しかし、充足率が100%を大きく超えている施設等があること、使用している調査結果について過大、過少な規模を持つ施設が含まれていること等を踏まえ、再度検証をすべきと考える。

区： 都側から、現行モデルを改良する形で議論することについて提案があった。

繰り返しになるが、区側としては、各区の決算を基礎とした単価による見直しだが、妥当な設定であると考えている。また、経費のばらつきについて発言があったが、経費が計上されている以上、金額の多寡に関わらず、財調に反映すべき特別区の実態であり、積算の基礎とするのは当然と考えている。

一方、現行モデルの検証は、前回見直し時からの状況の変化等により、現行モデルに追加できる要素等も併せて検証する余地がある。

その結果、決算単価と比較した新たなモデル単価は、その他施設については、概ね妥当な水準であることが確認できた一方、校舎については、依然として乖離が生じており、決算単価を用いるべきとの見解に変更はない。しかし、新たにZEB化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価の乖離もある程度改善できることから、都側の意見も一定程度理解ができるものと考えている。そこで、都側の意見を踏まえ、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した単価について、改良モデル単価として設定した。

また、標準事業規模については、費目ごと・施設ごとに検証し、概ね充足しているとして据え置いていたが、都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定した。

その他、年度事業量や元利償還金、低地係数等についても改めて検証を行い、必要に応じて再設定を行った。

都： 区側修正案は、これらの都側意見を踏まえ、適切に検証した結果が反映されており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。

なお、ZEB化費用について、各区の実施状況を確認したところ「現時点の実績としてZEB化を普遍的に実施しているという状況ではない」ということであったが、都としても「ゼロエミッション東京」を実現するためには、脱炭素関係施策に関する都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。そのため、ZEB化費用について、新たに算定することで整理をしたが、今回は現時点における取組状況ではなく、各区の計画等を踏まえた将来的な需要見込みを前提に算定するものであることから、今後、実際の取組状況が明らかになった段階で、経費設定方法について改めて検証が必要になるものと考えている。

区： ZEB化の実態については、現時点では限られた施設のみが実施しているという状況である一方で、各区はゼロカーボンシティ宣言を行うなど、ZEB化

を含めた環境施策を推進していくこととしており、将来的には普遍的になるものと考えている。よって、都側の「今後、実際の取組状況が明らかになった段階で、改めて検証が必要になるもの」という点については、区側も同様の認識である。

脱炭素関係施策については、都区の信頼関係のもと、緊密な協働と連携が必要であり、今回の合意はそれに寄与するものと考えている。これにより、「ゼロエミッション東京」の実現にも資するという認識である。

今回の協議では、平成25年度財調協議以来となる投資的経費の見直しについて、資材費高騰等の社会経済状況及び、特別区全体における公共施設の整備方針等を踏まえ、財調算定にどのように反映させるかがポイントとなった。それらの課題について、一定程度反映でき、協議をまとめることができたのは、大きな成果であると考えている。

ZEB化費用等の後年度における課題や、状況の変化等があった場合は、改めて協議していく必要があると考えているので、よろしく願います。

#### (財源を踏まえた対応)

区： 令和7年度財源見通しについて、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みである。

今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができず、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えているが、一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっている。

そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。

都： 発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられる。また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築経費が存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論はない。

なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっていることから、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で臨時的に算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。

#### (特別交付金)

区： 現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものである。

法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は先行きが依然として不透明な状況である。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金

による対応を図るべく、割合を2%に引き下げをを求める。

特別交付金は、これまで財調協議により、都区で合意したルールに基づいて運用されてきたものと認識している。そのため、改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区で合意の上、改正が行われるという認識だが、都側の見解を伺う。

算定項目「Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法は、財調単価による算定もしくは実績額による算定のいずれか少ない額となっている。このうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものは、実績額による算定の場合にのみ精算されることとなっており、財調単価による算定の場合には、実施されていない。

昨今、各区において、建築資材の高騰等に伴い当初より工事費が増加する案件が発生していることから、工事費増に係る部分について、実績額による算定と同様に財調単価による算定の場合でも対応していく必要があると考える。

そこで、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを提案する。なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求める。

都： 特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金である。

近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。

特別交付金の算定ルールについては、都側で一方向的に策定したものではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考える。

なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。

区： 「特別交付金の割合の引き下げ」については、都側提案事項説明の中にもあったが、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況であり、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げを求めたいと考える。

「算定の透明性・公平性の向上」についてであるが、令和3年度財調協議より、特別交付金の算定除外経費は、「各種システムの維持管理経費、会議用の食糧費」のみと認識しているが、区側で実施したアンケート調査において、「ランニング経費」を理由に算定除外することは、いつ都区で合意したものかという意見が上がってきた。

そこで、「ランニング経費」を除外することについて、いつ都区で合意したのか、都側の見解を伺う。

都： 1点目については、申し上げたとおりである。

2点目について、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定している。

最後に、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しに関する区側提案については、財調単価を用いて分割交付を行う場合、算定ルールでは、各年度の交付額の算定に際し、申請初年度の財調単価を用いることとなっている。

区側提案は、事業終了年度の財調単価をもとに精算するものだが、精算するならば、都としては、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算するという考えである。精算するならば、財調単価が下降する局面においても同様に精算すべきと考えるが、区側の見解を伺う。

なお、区側は、本件について「算定の透明性・公平性の向上」の論点の中で発言をしているが、特別交付金の算定ルールについては、透明性・公平性の観点からも問題はないと考えており、都側は算定の改善という観点から議論している。

区： 都側より、「ランニング経費」を除外することについて、いつ都区で合意したものかという区側の質問に対し、明確な回答はなかった。

算定除外経費については、令和3年度財調協議において、除外の範囲を明確かつ限定的にするとして、「ランニング経費」のうち「各種システムの維持管理経費」及び「食糧費」のうち「会議用食糧費」の2点を都区で合意し、都からの申請依頼通知に明記したものであり、「ランニング経費」を理由に除外することを合意したという認識はない。

都区で合意していない「ランニング経費」を理由に除外することは、区側が認識していないルールと言わざるを得ないため、都区で確認したルールに則って適切に対応していただくようお願いする。

また、都側より、「都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。」との発言があったが、都区で確認したルール以外で運用がなされないよう、財調協議により、都区合意の上、改正を行っていくべきと考えるが、都側の見解を伺う。

次に、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについて、区側は、昨今の建築資材の高騰等により実績額が増え、実績額と財調単価による算定との乖離が生じているにもかかわらず、財調単価による算定が、申請年度の財調単価をもとにした額で固定されていることを課題と捉え見直しを提案している。

財調単価が下降する局面においても精算することとした場合、実績額が変動せず、事業期間中に財調単価が減少したケースでは、実績額による算定と財調単価による算定とがさらに乖離し、交付額が当初より減少する可能性があることから、各区の実態を的確に反映できるものとは言えないと考える。

これらを踏まえ、財調単価が下降する局面においても精算することについて、妥当ではないと考える。

また、区側は、先ほど述べた課題認識のもと、各区の実態を的確に反映するため、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときに、事業終了年度の財調単価をもとにした額で精算することを提案している。

そこで、どのような意図で、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべきと考えているのか、都側の見解を伺う。

都： 1点目について、申し上げたとおりであるが、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。

2点目の、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてであるが、「Cーイ」の算出方法は、算定ルールにおいて、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額としている。これは、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものである。

こうした算定ルールを都区で合意している以上、精算時に財調単価の上昇を反映するのであれば、同様に下降時にも反映しなくてはならないと考える。

また、複数年度にわたる事業については、年度間の調整を図る観点から、事業終了年度の財調単価のみではなく、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することが妥当と考える。

区： 算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについて、区側としては、現状の課題認識のもと、各区の実態を的確に反映させるためには、区案が妥当であると考ええる。

都側の意見を踏まえた場合、実績額が変わらず、財調単価のみが減少したケースでは、実績額と財調単価による算定にさらなる乖離が生じるため、各区の実態を的確に反映できるものとは言えず、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができないことから、引き続きの課題とせざるを得ないと考える。

今年度の協議では、この他に、都区で確認したルールに記載のない事項により算定除外された経費が区側アンケート調査で明らかになったことに伴い、本除外経費は、いつ都区で合意したものか都側の見解を伺ったところ、都側からは、「都は算定ルールに則って適切に算定している。」との主張が繰り返されるのみで、区側の質問に対し、明確な回答はなかった。

区側としては、都区で確認したルールに記載のない事項により除外されることは、区側が認識していないルールと言わざるを得ず、都区で確認したルール以外で運用がなされないよう、財調協議により、都区合意の上、改正を行っていく必要があると考える。

また、都区間の財源配分に関する事項の協議の結果、来年度から特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要と考えるため、次年度に向け、前向きな議論をお願いしたい。

都： 特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はない。

#### (都市計画交付金)

区： 都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しについて提案する。

今後も特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを求める。

また、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明

らかにされていない。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考える。

平成 19 年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えるため、前向きに協議に応じていただくよう、願います。

都： 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えているため、各区に現状や課題等を伺いながら、対象事業を順次拡大する等、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況等を勘案しつつ、適切に対応していく。

区： 区側から「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」について求めたが、この点について、具体的な対応についてご教示願う。

また、区側としては、「各区における都市計画事業の実施状況などを勘案」するだけでなく、「都区の都市計画事業の実績に見合う」改善もあわせて求めている。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示が必要と考えているが、都側の見解を伺う。

都： 繰り返しになるが、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた。また、交付率については、弾力的な運用を行っている。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。

区： 都側から「各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた」と発言があったが、区側は、都区の都市計画事業の実績に見合う改善についても求めており、これらは、23 区全体に係ることであり、各区に現状や課題を伺うだけではなく、財調協議の場においても議論が必要であると考えている。

平成 19 年度財調協議までは、財調協議の場を中心に都市計画交付金の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降において、財調協議の場ではなく、各区に現状や課題を伺い対応している理由を改めて伺う。

都市計画交付金の交付率については、弾力的な運用を行っている旨の発言があったが、都市計画交付金算定要領において、前後 10 パーセント程度の弾力的適用を図るとされているが、特別区における都市計画事業の円滑な実施が重要であるならば、交付率が低下する場合の弾力的な運用は必要ないと考えるが、都側の見解を伺う。

なお、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあるため、区側はこれまでも、交付率の撤廃を求めていることを申し添える。

また、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示について求めたが、

都側から回答がなかったため、この点について、改めて都側の見解を伺う。

都： 都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金である。

都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してきた。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していく。

区： 今年度の協議においても、区側から、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大、都市計画税の適正な配分を検証するための情報の開示、といった提案を行ったが、都側は例年同様の発言を繰り返すばかりで、議論を進展させることはできなかった。

各区とは個別に意見交換を行う姿勢は示されたが、23区の代表者である我々と財調協議の場で議論に応じない都側の姿勢は、疑問に感じるところである。

区側としては、本来的には財調協議の場で議論すべきものであるという立場に変わりはないが、財調協議の場において、議論ができないのであれば、昨年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、協議体を設置し議論を行うべきと考える。

都市計画交付金については、今年度も引き続きの課題とせざるを得ないが、予算要望の場や財調協議等、様々な場を通じて都区で協議を重ねていきたいと考えており、特別区における都市計画事業の円滑な実施のため、都側の誠意ある対応をお願いする。

都： 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応する。

## 6 第2回都区財政調整協議会（令和7年1月8日）

### (1) 協議内容

第2回都区財政調整協議会では、はじめに、財調幹事会から協議の取りまとめについて報告があった。

次に、都側から令和6年度及び令和7年度の財調交付金の財源見通し（令和7年1月8日時点）について次のように説明があった。

#### （令和6年度財源見通し）

- ・ 令和6年度の調整税等の最終見込額は、当初フレームと比較して、固定資産税は20億円の増、市町村民税法人分は722億円の増、特別土地保有税は増減なし、法人事業税交付対象額は55億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は増減なしと見込んでいる。
- ・ 調整税等の総額は、当初フレームと比較して、797億円の増と見込んでいる。財調交付金の55.1%相当で計算すると、439億円の増となり、普通交付金では417億円の増、特別交付金では22億円の増となる。
- ・ 普通交付金については、当初算定時に294億円の算定残が発生していたので、711億円が最終的な算定残となる見込みである。

#### (令和 7 年度財源見通し)

- 令和 7 年度の財源見通しについては、令和 6 年度当初フレームと比較して、固定資産税は 389 億円の増、市町村民税法人分は 762 億円の増、特別土地保有税は前年度と同額、法人事業税交付対象額は 79 億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は 1 億円の減と見込んでいる。
- この結果、調整税等の合計は、2 兆 3,123 億円となり、56%相当で計算すると、1 兆 2,949 億円で、これに令和 5 年度の精算分、38 億円を加えた交付金総額は、1 兆 2,987 億円となる。このうち、94%分が普通交付金の財源で、1 兆 2,208 億円を、6%分が特別交付金の財源で、779 億円を見込んでいる。
- 基準財政収入額は、令和 6 年度当初フレームと比較して、1,272 億円増の、1 兆 5,094 億円を見込んでいる。
- 基準財政需要額は、現行の算定方式により、人口・道路面積などの基礎数値の増減や物騰率の影響を反映した結果、2 兆 1,902 億円となる。
- 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた令和 7 年度普通交付金所要額は、6,807 億円となり、普通交付金の財源 1 兆 2,208 億円と比べて、約 5,400 億円下回っている。

以上の都の説明を受け、区側から次のとおり考え方を示した。

#### (都区間の財源配分に関する事項)

- 令和 5 年度財調協議の結果、令和 4 年度の協議を継続することとなり、都区 P T での議論を踏まえ、今年度の協議に移行することとなった。これまでの検討経緯を踏まえ、今年度、配分割合の変更に至ったことは、都区双方で真摯に協議を継続してきた結果であると考えている。また、特別交付金の割合が 6%に変更になることを踏まえ、次年度に早急にルール作りを行うことが必要と考えているため、前向きな議論をお願いする。

#### (特別区相互間の財政調整に関する事項)

- 「投資的経費の見直し」については、平成 25 年度財調協議以来となる大規模な見直しだったが、建築工事単価や年度事業量の見直しなど主要な課題を概ね整理できたことは都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた大きな成果であると考えている。しかしながら、学校職員費（区費非常勤栄養職員）などの課題については、依然として「合理的かつ妥当な水準」の観点において、都区の考え方に大きな乖離があり、考え方を一致させることはできなかった。財調制度は都と特別区の間のみ適用される制度であることから、財調上の基準財政需要額における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区の実態を反映すべきであることを改めて申し添える。

#### (都市計画交付金)

- 都市計画税に対する都市計画交付金予算額の比率が年々低下し続けていること、今後も特別区の都市計画事業が増加することを踏まえ、制度の抜本的な見直しなどを提案したが議論がかみ合わない状態が続いている。都側は、「各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた」との発言を繰り返し、具体的な議論ができていない。本来基礎自治体の財源である都市計画税が、現行制度上、都税とされ、特別区の行う都市計画事業に直接活用できないことが背景にある、重大な問題であることから、課題の解決に向けた建設的な議論をお願いしたいと考えている。



## (2) 区側の総括的意見

- ・ 今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となった。このような厳しい状況の中、協議を取りまとめることができたのは、これまで培ってきた都区の信頼関係のもと、議論を尽くしてきたからであると考えている。
- ・ 特に、今回の協議は、都区間の配分割合を見直すという、非常に重要な協議であったと認識している。本件については、令和 5 年度財調協議では都区の考え方に大きな隔たりがあり、当初算定時点においても都区合意していないという過去に例の無い異例の事態となった。最終的には、協議を継続することと整理し、その後、設置された都区 P T での議論を踏まえ、今年度の協議に移行することとなった。
- ・ これまでの検討経緯を踏まえ、今年度、配分割合の変更に至ったことは、異例の事態を乗り越え、都区双方で真摯に協議を継続してきた結果であると考えている。今回の協議結果を踏まえ、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力について引き続き円滑に進めていきたいため、よろしく願います。
- ・ 特別交付金について、次年度に改めてルール作りを行う必要があると考えているため、しっかりとご対応いただくようお願いする。
- ・ 今回の協議においても、都側から、国や他の自治体から、厳しい目が向けられているため、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があるとの見解が示されたが、区側としても、当該年度のあるべき需要を検討し、現行算定の見直しも含め特別区の実態に則した財政需要を的確に算定されるよう取り組んできた。
- ・ 今回、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、都区であるべき需要の認識が一致せず、協議が整わなかった項目もあったが、今後も当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、提案していきたいと考えているので、よろしく願います。
- ・ 都区財政調整協議上の課題のうち都市計画交付金については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはならなかった。
- ・ その他、いくつかの事項において、都区の認識に相違があったわけであるが、お互いの立場を尊重しながら、より強固な信頼関係に立って、議論を尽くしていくことが大事であると考えている。
- ・ 残された課題は、今後の都区双方の真摯な協議によって解決することを期待して、令和 7 年度当初フレーム及び令和 6 年度再調整の取扱いについては、幹事会が取りまとめた内容で整理することを了承したい。

## (3) 都側の総括的意見

- ・ 都としても、この内容をもって、協議会のまとめとすることで了承する。
- ・ 配分割合に関しては、2 年間に渡って協議が整わず、3 年目を迎えたところであるが、本日、合意に至ったことは、これまで都区で培ってきた信頼関係と、都区双方の真摯な議論の成果であると考えている。
- ・ 都区間の配分割合等の変更について、本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていきたいと考えている。
- ・ 都としては、今後とも特別区と十分協議しながら、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運用していきたいと考えているので、区側のご理解、ご協力を改めて願います。

## 7 区長会役員会・総会（令和7年1月15日・16日）

第2回都区財政調整協議会での協議状況及び調整の方向について、以下のよう  
に報告し、了承された。

### （総括説明）

- ・ 今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となった。
- ・ 都区間の財源配分に関する事項については、令和5年度財調協議の結果、令和4年度の協議を継続することとなり、都区PTでの議論を踏まえ、今年度の協議に移行することとなった。
- ・ しかしながら、協議では、都区の考え方に相違があり平行線となったが、都側から追加提案が示され、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、都側の提案内容について受け止めると整理されたことを踏まえ、配分割合の変更として、取りまとめを行うことができた。
- ・ また、配分割合の変更とセットとして、都から示された特別交付金の6%への引き上げについて、区側から、「特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要だ。」と発言した。これに対し都側は、「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はない。」という発言があった。
- ・ 特別区相互間の財政調整に関する事項については、都区双方の提案について、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができた。
- ・ 特に、投資的経費の見直しについては、平成25年度財調協議以来となる大規模な見直しなどの主要な課題を概ね整理できたことは、都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた大きな成果であると考えている。
- ・ 一方で、協議の中で、都区の見解の隔たりが埋まらないままとなった項目もあった。
- ・ また、都区財政調整協議上の諸課題である都市計画交付金については、都側から前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはならなかった。
- ・ 以上、様々な協議上の課題については、来年度以降、都区双方の真摯な協議によって解決することを期待して、協議を取りまとめることとした。
- ・ 来年度の協議は、税制改正の影響が懸念されることや、物価高騰の影響の長期化等により、財政環境の先行きについて楽観視できる状況ではない中、今回未解決となった事業など、引き続き課題の多い協議になるものと思われる。

### （協議結果報告）

- ・ 令和7年度当初フレームは、令和6年度当初フレームと比較すると、基準財政収入額は1,272億円増の1兆5,094億円、基準財政需要額は1,928億円増の2兆7,302億円となり、需要額から収入額を差し引いた普通交付金総額は656億円増の1兆2,208億円となっている。
- ・ 都区間の財源配分に関する事項については、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更することとなった。
- ・ 協議課題の調整内容については、都区双方から提案のあった82項目について協議を進めてきたが、協議が整った項目は61項目となった。
- ・ 都区間の財源配分に関する項目について、特別区における児童相談所の設置

は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案した。

- これに対し都側は、都区間の財源配分の原則である「都区の役割分担に応じた財源配分」を認めることなく、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点を踏まえ、児相に関する配分割合を議論する必要があるとし、その上で、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできないという見解を示し、意見が食い違うこととなった。
- その後、都側から、追加提案が示された。これに対し区側は、第4回財調幹事会において、「区側の考え方については、第3回幹事会までに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したい。」と発言した。
- また、区側から、「特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要だ。」と発言した。
- これに対し都側は、「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はない。」という発言があった。
- 投資的経費の見直しについては、建築単価について、特別区の実態に見合うよう、各区決算額を踏まえた設定に見直すとともに、今後見込まれる需要等を上乘せして提案し、あわせて、一部施設について、長寿命化を踏まえた年度事業量の改定を提案した。また、改築及び改修単価については、各区予算単価の上昇率に基づき毎年改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案した。
- これに対し、都側は、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべき、また、単価以外の提案内容については、令和5年度財調協議で提起した課題の検証が十分な水準には至っていないという見解が示された。このため、区側は、都側の意見を踏まえ、「東京都標準建物予算単価」に記載されている、特別区の実態として普遍性が見られる工種や、今後見込まれる需要を含めた検証を行った。その結果、新たにZEB化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価の乖離もある程度改善できることから、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した改良モデル単価を設定した。また、標準事業規模については、都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定した結果、区側修正案に沿って整理することとなった。
- 能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費）について、特別区は、首都直下地震への備えなど、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、取り組むべき課題が山積している。このような課題への解決には、都区の緊密な協働と連携が不可欠であることから、将来にわたって都と区で連携して取り

組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案した。具体的には、災害対応等経費、少子化対策経費、脱炭素関係経費を提案した。これに対し、都側は、災害対応等経費のうち、一部経費を除いた在宅避難環境の整備、避難所環境や受援体制の整備については、令和12年度までの算定にすべきという見解とともに都側の修正案が提示された一方、災害対応等経費のうち水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備、少子化対策経費、脱炭素関係経費については、既存算定との重複も懸念されるなどという見解を示し、協議が整わなかった。都側の修正案については、目標年次を設定し、時限的に算定すべきとする都側の趣旨は一定程度理解できることから、都側の修正案のとおり整理した。

- ・ 都区財政調整協議上の諸課題である都市計画交付金については、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大、全都市計画事業を交付対象化、交付率の上限撤廃などを求めた。これに対し都側は、これまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してきた。都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していくと主張し、具体的な議論には至らなかった。
- ・ 令和6年度再調整については、当初算定時の算定残約294億円が、調整税等の見込の増により約711億円となっている。この算定残については、再調整を実施するものとし、14項目について追加算定することとした。

## 9 第3回都区財政調整協議会（令和7年1月24日）（書面開催）

第2回都区財政調整協議会において、都側から令和7年度財源見通しの説明があったが、政府の令和7年度税制改正大綱決定の遅れに伴い、数値に変動が生じた項目については、後日示されることとなった。

税制改正を踏まえた財源見通しについては、書面にて財調協議会を開催することと整理されたため、第3回都区財政調整協議会を書面開催し、税制改正を踏まえた令和7年度の財源見通しについて了承された。

## 10 区長会役員会臨時会・総会臨時会（令和7年1月31日）

東京都総務局長から、令和7年度の東京都予算案及び都区財政調整について発言があった。その後、行政部長から令和7年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和6年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例条例案について説明があり、了承された。

また、東京都主税局長から、固定資産税等の軽減措置について説明があった。

### 【都の説明概要】

#### （令和7年度東京都予算案）

- ・ 都税収入は、6兆9,296億円となり、前年度に比べてプラス5,431億円、8.5%の増となっている。
- ・ こうした税収見込みのもと、一般会計歳出予算の総額は、9兆1,580億円、令和6年度当初予算と比べてプラス7,050億円、8.3%の増となっている。

#### （都区財政調整協議）

- ・ 配分割合等に関して、今年度取りまとめを行うことができたのは、これまで培ってきた都区間の信頼関係によるものと考えている。

- ・ 都区間の配分割合等の変更については、「令和7年度都区財政調整方針（案）」に記載のとおりである。
- ・ 本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていきたいと考えている。
- ・ 今後とも、特別区の皆さまと十分協議しながら、財調制度を適切に運用していきたいと考えている。

#### （令和7年度財調フレーム）

- ・ 調整税等の総額は、2兆3,115億円、対前年度5.6%の増を見込んでいる。
- ・ これに配分割合56%を乗じ、令和5年度分の「精算分」を加えた令和7年度の交付金総額は、1兆2,983億円となる。
- ・ このうちの94%が普通交付金で1兆2,204億円、6%が特別交付金で779億円である。
- ・ 基準財政収入額及び基準財政需要額は、資料に記載のとおりである。

#### （令和6年度再調整）

- ・ 普通交付金の再調整額は、711億円である。
- ・ 再調整の内容は、普通交付金については、701億円を追加交付することとし、特別交付金に10億円を加算するものである。
- ・ 再調整後の交付金の総額は1兆2,599億円となり、普通交付金は1兆1,959億円、特別交付金は640億円となる。

## 11 都区協議会（令和7年2月3日）

### (1) 都知事発言

- ・ 令和7年度の都区財政調整について、吉住会長はじめ、役員の皆様方のご尽力を賜った。
- ・ 今、世界は激動の最中にあり、気候変動、人口減少、国際競争力の低下、安全保障など、厳しい局面に直面している。
- ・ 今、紀元前と紀元後ぐらいの違いがあると考えている。紀元前のBCは、Before Christではなく、Before COVID。あの時は本当に苦労し、ともに戦った仲間といってもいいと思う。そして紀元後のADは、Age of Digital、もうデジタルの時代であると考えている。
- ・ これまでとこれからを分けていく必要があるくらい、大きな時代の変化であると思っている。
- ・ だからこそ、東京は、日本や世界を牽引していく気概を持つべき街であり、東京からゲームチェンジを起こしていく必要があると思っている。東京が持つポテンシャルをもっと引き出し、最大限に活かしていく。そして、これまでにない発想で、新しい価値の創出にチャレンジしていきたい。
- ・ 今年5月には、アジア最大級のスタートアップイベントに成長した「Sushi Tech Tokyo 2025」を開催し、イノベーションの種を花咲かせていく。
- ・ そして、意見交換のテーマでもあるスポーツについては、9月に世界陸上、11月にデフリンピックと、大きな大会が控えている。これを機に、様々なテクノロジーを有効活用し、ユニバーサルコミュニケーションの促進などにつなげ、包摂的な社会の実現に弾みをつけていきたい。
- ・ 東京都と特別区の皆様に力を合わせて、新たな活力を生み出していきたい。都民・区民の皆様に、昨日より今日、今日より明日の方が、必ず良くなると

確信できる未来への希望を届けていきたい。

- ・ そういった大きな責務があると思っているので、よろしく願います。

東京都行政部長から、協議案について説明があり、それについて、次のとおり発言があった。

## (2) 区長会会長発言

- ・ 今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響など、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが難しい状況下での協議となった。
- ・ 今回の協議は、都区間の配分割合を見直すという、大変重要な協議であったと認識している。
- ・ 本件は、令和2年度財調協議から協議を行ってきた。令和5年度財調協議では協議が整わず、令和4年度の協議を継続することとなり、都区PTでの議論を経て、今年度の協議に移行することとなった。
- ・ 足掛け6年にわたる検討となったが、都区双方で真摯に協議を継続した積み重ねの結果として、合意に至ったと考えている。
- ・ 特別区相互間の財政調整については、投資的経費の見直しなど、区側提案の多くを反映することができた。
- ・ このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。
- ・ 今なお続く、物価高騰の長期化への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。
- ・ 今回の合意により、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、東京の未来を共に創り上げていかなければならないと考えている。
- ・ 今後も引き続きの課題などについて、都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承する。

## (3) 都知事発言

- ・ ただいま、来年度の都区財政調整方針、今年度の再調整方針、そして関連する条例改正について、都と区で合意した。
- ・ 吉住会長からも発言があったが、東京が直面する課題の解決には、都と区がこれまで以上に力を合わせていく必要がある。
- ・ この度の合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来をともに創り上げるための合意である。
- ・ 今後、この合意のもとで、都と区の連携及び協力を一層進めていく。

## II 都区財政調整協議等の経緯（令和6年4月～令和7年3月）

年月日	会議名等	主な内容
6. 4. 5	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第76回税財政部会の概要について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>
4. 9	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>
4. 16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>
4. 22	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政課長会における今後の検討課題について</li> <li>令和6年度年間スケジュールについて</li> <li>令和6年度の調査予定について</li> <li>決算分析WGについて</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> <li>第76回税財政部会の概要について</li> <li>ふるさと納税の控除影響額に関する調査結果について</li> </ul>
4. 24	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> <li>財政課長会における今後の検討課題について</li> </ul>
5. 9	企画・財政担当部長会臨時役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
5. 14	区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WG（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年都区制度改革実施大綱に定める「役割分担の大幅な変更」の検証</li> <li>児相の事務における「役割分担の大幅な変更」についての整理</li> </ul>
5. 16	区長会役員会臨時会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都区協議会の委員について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>

年月日	会議名等	主な内容
6. 5. 22	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> <li>財調協議における諸課題の経緯(特別交付金及び都市計画交付金)について</li> <li>令和7年度財調協議に向けた諸課題の方向性(案)について</li> </ul>
5. 28	区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WG(第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児相の事務における「役割分担の大幅な変更」についての整理</li> <li>今後の進め方について</li> </ul>
5. 31	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
6. 6	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>
6. 10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>
6. 14	区長会税財政部会(第77回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等について</li> <li>地方財政を取り巻く動向について</li> </ul>
	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>第77回税財政部会の概要について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> </ul>
6. 24	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等について</li> <li>第77回税財政部会の概要について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて</li> <li>令和7年度都区財政調整提案事項ブロック意見の取りまとめについて</li> <li>決算分析WGにおける選定事業の分析結果について</li> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>



年月日	会議名等	主な内容
6. 6. 25	企画・財政担当部長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第77回税財政部会の概要について</li> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
7. 8	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第77回税財政部会の概要について</li> </ul>
7. 10	決算分析WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調協議における区側提案項目の検討について</li> </ul>
7. 16	区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
7. 25	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画事業等実施状況調査の集計結果について</li> <li>決算分析結果の概要について</li> <li>令和7年度財調区側提案事項の取りまとめ日程について</li> <li>包括的な提案に向けた決算分析の実施について</li> <li>特別区債の発行実績及び発行予定に係る調査の集計結果について</li> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> </ul>
7. 26	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
7. 31	区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PT・WG合同開催(第2回・第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児相の事務における「役割分担の大幅な変更」についての整理</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PT・WG全体の取りまとめについて</li> </ul>
8. 1	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PT・WGについて</li> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
8. 6	区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PT・WGについて</li> <li>令和6年度都区財政調整区別算定について (行政部長説明)</li> <li>都区連携の勉強会について</li> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
	都区協議会(第1回) 〈持ち回り会議〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度都区財政調整の決定について</li> </ul>

年月日	会議名等	主な内容
6. 8. 19	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度都区財政調整区別算定について</li> </ul>
8. 22	財政課長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度都区財政調整区別算定結果について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PT・WGについて</li> <li>ブロック提案の状況について</li> <li>投資的経費に関する調査の集計結果について</li> <li>国及び東京都への要望活動について</li> <li>特別区におけるふるさと納税の寄附金控除の状況について</li> </ul>
8. 26	調整税等の収入状況に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整税等の徴収実績(令和5年度決算)</li> </ul>
8. 30	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調区側提案事項取りまとめ日程について</li> <li>区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PT・WGについて</li> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
9. 6	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
9. 12	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
9. 13	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
9. 18	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第1回)</li> <li>税財政部会に対する中間報告(案)の検討・確認について</li> </ul>
9. 24	財政課長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整区側提案取りまとめに係る中間報告について</li> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> <li>国及び東京都への要望活動について</li> <li>児童相談所開設に向けたロードマップの見直しについて</li> </ul>
	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第2回)</li> </ul>

年月日	会議名等	主な内容
6. 9. 25	企画・財政担当部長会総会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整区側提案取りまとめに係る中間報告について</li> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> <li>児童相談所開設に向けたロードマップの見直しについて</li> </ul>
10. 3	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第3回)</li> </ul>
10. 4	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> <li>高校生等医療費助成事業について</li> </ul>
10. 9	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> <li>高校生等医療費助成事業について</li> </ul>
	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第4回)</li> </ul>
10. 11	区長会税財政部会 (第78回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整区側提案について(中間報告)</li> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> </ul>
	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> <li>第78回税財政部会の概要について</li> <li>高校生等医療費助成事業について</li> </ul>
10. 18	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和6年度版)」について</li> </ul>
	調整税等の収入状況に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整税等の徴収実績(令和6年8月末現在)</li> </ul>
	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第5回)</li> </ul>
10. 23	財政課長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第78回税財政部会の概要について</li> <li>令和7年度都区財政調整区側提案事項の取りまとめについて</li> <li>高校生等医療費助成事業について</li> </ul>

年月日	会議名等	主な内容
6.10.24	高校生等医療費助成事業に関する区と都との協議の場 検討部会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内各区市町村における子供の医療費助成の実施状況</li> <li>・ 東京都の子供の医療費助成事業の考え方</li> <li>・ 令和7年度予算調整状況の説明</li> </ul>
10.25	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について</li> <li>・ 第78回税財政部会の概要について</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業について</li> <li>・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> </ul>
11.1	副区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について</li> <li>・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>・ 第78回税財政部会の概要について</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> </ul>
11.6	高校生等医療費助成事業に関する区と都との協議の場 親会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内各区市町村における子供の医療費助成の実施状況</li> <li>・ 東京都の子供の医療費助成事業の考え方</li> <li>・ 令和7年度予算調整状況の説明</li> </ul>
	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について</li> <li>・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>・ 第78回税財政部会の概要について</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> <li>・ 都知事と特別区長会との意見交換の実施について</li> </ul>
11.8	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について</li> <li>・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> <li>・ 都知事と特別区長会の意見交換の実施について</li> </ul>
11.15	区長会税財政部会（第79回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について</li> <li>・ 地方財政を取り巻く動向について</li> </ul>

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
6. 11. 15	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整区側提案事項について</li> <li>第79回税財政部会の概要について</li> <li>令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について</li> <li>高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> <li>都知事と特別区長会の意見交換の実施について</li> </ul>
11. 18	調整税等の収入状況に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整税等の徴収実績(令和6年9月末現在)</li> </ul>
11. 20	高校生等医療費助成事業に関する区と都との協議の場 検討部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の子供の医療費助成事業の考え方</li> </ul>
11. 25	財調協議に向けた事前協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>P Tのとりまとめを踏まえた財調協議の方向性</li> <li>社会経済の状況と今後の動向なども踏まえ上記を議論</li> </ul>
11. 27	企画・財政担当部長会総会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第79回税財政部会の概要について</li> <li>高校生等医療費助成事業について</li> </ul>
12. 2	財調協議会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整都側提案事項及び区側提案事項の説明、都区双方の総括的意見、協議</li> <li>財調幹事会に検討下命</li> </ul>
	副区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第79回税財政部会の概要について</li> <li>高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> </ul>
12. 3	財調幹事会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整都側提案事項及び区側提案事項の説明、都区双方の総括的意見</li> <li>令和7年度都区財政調整都側提案事項について協議</li> <li>令和7年度都区財政調整区側提案事項について協議</li> </ul>
12. 6	高校生等医療費助成事業に関する区と都との協議の場 親会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討部会の開催状況報告</li> <li>高校生等医療費助成事業に関する都区の協議の場協議事項のまとめ(案)</li> </ul>

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
6.12. 6	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都区財政調整協議の状況報告</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する区と都との「協議の場」の報告について</li> <li>・ 第79回税財政部会の概要について</li> <li>・ 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> <li>・ 都知事と特別区長会との意見交換の実施について</li> </ul>
12.10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都区財政調整協議の状況報告</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> <li>・ 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>
12.12	財調幹事会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度都区財政調整都側提案事項について協議</li> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について協議</li> </ul>
12.16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都区財政調整協議の状況報告</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> <li>・ 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> <li>・ 都知事と特別区長会との意見交換の実施について</li> </ul>
12.18	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都区財政調整協議の状況報告</li> </ul>
12.24	財調幹事会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度及び令和7年度の財源見通し</li> <li>・ 令和7年度都区財政調整都側提案事項について協議</li> <li>・ 令和7年度都区財政調整区側提案事項について協議</li> </ul>
	特別交付金交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別交付金(12月交付分)交付決定</li> </ul>
12.25	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都区財政調整協議の状況報告</li> <li>・ 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」（検討部会・親会）について</li> <li>・ 都知事と特別区長会との意見交換の実施について</li> <li>・ 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
7. 1. 7	財調幹事会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整都側追加提案事項について協議</li> <li>令和6年度都区財政調整(再調整)都側提案事項について協議</li> <li>令和7年度都区財政調整都側提案事項について協議</li> <li>令和7年度都区財政調整区側提案事項について協議</li> <li>令和7年度都区財政調整区側追加提案事項について協議</li> <li>財調幹事会の協議内容のまとめ</li> <li>財調幹事会の協議終了</li> </ul>
1. 8	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整協議について</li> <li>高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> <li>都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>
	財調協議会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>財調幹事会の協議結果の報告</li> <li>財調幹事会の協議結果について協議</li> <li>財調協議会の協議取りまとめ</li> </ul>
1. 15	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財調協議会の協議結果の報告</li> <li>都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>
1. 16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財調協議会の協議結果の報告</li> <li>都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>
1. 17	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財調協議会の協議結果の報告</li> </ul>
1. 24	財調協議会（第3回） （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度税制改正を踏まえた財源見通し</li> </ul>
1. 30	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財調協議会の協議結果の報告</li> </ul>
1. 31	区長会役員会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整協議について</li> <li>令和6年度都区財調再調整方針(案)、財調特例条例(案) (行政部長説明)</li> </ul>
	区長会総会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整協議について</li> <li>令和6年度都区財調再調整方針(案)、財調特例条例(案) (総務局長、行政部長説明)</li> <li>固定資産税等の軽減措置について</li> </ul>

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
7. 2. 3	都区協議会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度財調及び令和6年度財調再調整について都区合意</li> </ul>
	都区意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・パラスポーツ振興について</li> </ul>
2. 6	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税等の軽減措置について</li> <li>都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>
2. 17	区長会税財政部会 （第80回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整協議結果の要点について</li> <li>令和7年度都区財政調整協議結果等を踏まえた主な課題について</li> <li>不合理な税制改正による特別区への影響について</li> </ul>
	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第80回税財政部会の概要について</li> <li>都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について</li> </ul>
2. 19	財政課長会総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度都区財政調整における協議結果について</li> <li>固定資産税等の軽減措置等について</li> <li>第80回税財政部会の概要について</li> <li>財政課長会における今後の検討課題について</li> <li>特別交付金の算定ルールの見直しに向けた意見照会について</li> <li>令和8年度財調協議に向けた区側提案の検討について</li> <li>不合理な税制改正による特別区への影響について</li> <li>都区協議会及び意見交換会の概要について</li> <li>高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について</li> </ul>

〈会議名等：凡例〉

- ・財調協議会⇒都区財政調整協議会
- ・財調幹事会⇒都区財政調整協議会幹事会
- ・議長会⇒特別区議会議長会